

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第8号

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又は保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることの同意書(第3号様式の2)

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第 3 号様式の 2(第 6 条関係)

同意書

寒川町が償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全額若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、私の収入又は資産の状況について報告し、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることを同意します。

年 月 日

借入申込者

㊞

(保証人を立てる場合)

連帯保証人

㊞

(宛先) 寒川町長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。